

【フォーラム】

非難の因果構文のル形の生起条件と
否定的ニュアンス生成のメカニズム

——日本語母語話者への言語内省アンケートから見えるもの——

小玉 安 恵

カリフォルニア州立大学サンノゼ校

【要旨】 本論では、非難の因果構文と呼ばれるルカラ～ノダの生起条件及び否定的ニュアンス発生メカニズムを明らかにすべく、日本人母語話者48名にアンケートを行なった。結果、文法性判断には、1) 非難の対象、2) 因果の一般法則性、3) カラ節動詞の意志性の三つの要素が、この順に重要なことが判明した。次に、前件後件の主語と時制形を変数とした非難のニュアンスの強度判断では、同主語では「ルール」、「ルータ」、「タータ」の順に強かったが、異主語では「ルール」と「タータ」が拮抗した。後件文完成テストでは、カラ節内動詞がタ形よりもル形の場合に否定的な後件を書く割合が高かった。これらから、非難の因果構文のニュアンスは、同主語同時制の場合に適用可能な田村(2013)の語用論的使用条件及び意味論の他に、カラ節情報の1) 文末ノダによる焦点化と2) ル形の選択に伴う前景化によって、原因及び責任が強調されることにより生じると主張する*。

キーワード：非難の対象、一般法則、意志性、責任、語用論的強化

1. はじめに

本論で取り上げるのは、主節事態に対して時間的に先行するカラ節内の過去の事態に、ル形が現れる現象である。沈(1984)によってその存在が指摘され、田村(2013)により「観察の因果構文」と「非難の因果構文」と呼ばれているが、本論では後者の非難の因果構文を取り扱う。

非難の因果構文とは、接続助詞カラと共に現れ、前件動詞の時制形がル形で、後件にコントロールできない事態が述べられるカラ節事態先行型の因果文で、文末にモダリティ表現ノダを伴い、次の例のように非難などの否定的なニュアンスを持つ。

* 本論のデータを採取するにあたっては、筆者の勤める大学に海外研修で訪れていた48名の鹿児島大学と九州大学の学生さん並びに職員の方々に言語アンケートにご協力いただきました。この場を借りて、心より御礼申し上げます。また、終始原稿の細部に至るまで貴重なコメント及びご助言をいただいた匿名の三名の査読者の先生方にも、厚く御礼申し上げます。

(1) 非難の因果構文

- a. 健は昨日山ほど**食べる**から、お腹が**痛くなる**んだ。(田村 2013: 59 (23a))
 b. あのときあいつに**出会う**から、待ち合わせに**遅れた**んだ。

(田村 2013: 59 (23b))

この言語現象に対して初めて本格的な言語学的分析を行った岩崎 (1994) は、これらは従来の絶対時制や相対時制では説明できない現象だと主張した。この主張に対しては、神永 (2001) や賈 (2001) などから反論もあったが、近年、Uno (2009) や田村 (2013) らによって見直され、田村が第三の時制解釈として「認識時制解釈」を提唱したという状況にある。田村 (2013: 70–71) によれば、認識時視点で語るとは、話者が視点を過去の認識時に置き、その事態を直接体験したかのように語ることであり、話し手の視点が認識時視点に変わることが、非難の因果構文の否定的なニュアンスに関わっているという。本論では、非難のニュアンスが生ずるメカニズムに関し田村 (2013) が行った説明の問題点を指摘するとともに、非難の因果構文の自然さやニュアンスに関して行った日本語母語話者への言語内省アンケートの結果に基づいて、非難のニュアンスの生まれるメカニズムを再検討する。

2. 田村 (2013) の議論の問題点

田村 (2013) の議論の問題点は大きく二つに分けられる。一つは分析に用いられている例文の文法性の問題である。例えば、田村 (2013) は、次のような二つの例をあげ、望ましい因果関係ではル形は起こらないとしている。

- (2) a. 中山さんは泥棒で**捕まる**から、奥さんに**離婚される**んだ。
 (田村 2013: 103 (5a))
 b. #中山さんは泥棒を**捕まえる**から、警察から感謝状を**贈られる**んだ。
 (田村 2013: 103 (4a))

しかし、(2b) は、次の (3) のように、前件事態の主体の行為ではなく、後件事態のみをうらやましがる人物（この場合、聞き手）を非難の対象として設定すると、適切度が上がる。

- (3) (「俺も感謝状もらいたいなあ」とつぶやく夫に対して)
 何言っているの。中山さんは泥棒を**捕まえる**から、警察から感謝状を**贈られる**のよ。

そして、それは、田村が「今後の課題」とした (4) も同じである¹。

¹田村 (1993: 121) は、次頁 (4) の例について「発話によって聞き手の今後の行為に影響を与え、よい方向に向かわせようとしている場合」にのみ可能になると述べ、この例が「助言」としての要素が強いことを示唆している。(3) (4) のような例は、岩崎 (1994: 105) で指摘されているような非難の対象（後件事態の原因をつくった人物）は文中にはないため、これ

- (4) 「僕も東大に受かりたいなあ」とつぶやく子どもに対して
お隣の健ちゃんは、寝る間も惜しんで勉強するから東大に受かるのよ。
(田村 2013: 121 注)

上記のように文脈を追加しても、(4) より (3) の方を不自然に感じるのは、「あまり勉強していないが東大に入りたい」と思っている子どもは容易に想像できるのに対し、「泥棒をつかまえてはならないが警察からの感謝状はほしい」と思っている人は想像しにくいからだと思われる。

また、筆者の内省では (2b) だけでなく、(2a) も多少不自然に感じられる。その不自然さは、泥棒容疑での逮捕と離婚の間の因果関係の一般法則性に対する違和感と、「捕まる」という事態に主語人物の意志が感じられないことに因る。このように、非難の因果構文の文法性に関しては、「非難の対象」(の想像しやすさ)、「因果の一般法則性」, 「カラ節動詞の意志性」という三つの要素が深く関わっているように思われる。

次に本論で指摘したい田村の問題点は、説明の汎用性の問題である。田村 (2013) は、非難の対象や否定的ニュアンスのメカニズムについて詳細な分析を行い、次のように岩崎 (1994) の説明をより精緻化している。

表 1 非難の因果構文の非難の対象及び否定的ニュアンス発生メカニズム

	非難の対象	否定的ニュアンス発生メカニズム
岩崎 (1994)	カラ節主語 (p.105)	主節事態が発話者にとって望ましくないこと (p.105)
田村 (2013)	カラ節の出来事が制御可能であれば、その出来事を制御しうる主体、できなければカラ節事態を成立させた運命 (pp.105-106)	非難の因果構文の語用論的使用条件 I” 及び意味論「そこで言及されている事態のなりゆき (結果となる出来事の発生) が、出来事が実際に発生する前に、関係するすべての主体の知識状態から予想可能である場合のみ、適切に使用できる。」(p.121, 下線は田村による)。否定的ニュアンスは意味論によって過去に “if P then Q” が予測できたという情報が得られ、しかも P が現実世界で真であることもわかるので、現実世界での coe (course of event) が選ばれるべきでなかったと理解される (p.128)。

しかしその一方で、その語用論的分析に際しては、前件と後件が同主語で時制形も同じである「ルール」文しか取り上げておらず、そのため、同主語の「ルール」文以外のパターンには必ずしも当てはまらない説明になっている。そのことを、非難の意味が感じられる、同主語の「ルール」文 (5)、同主語の「ルータ」文 (6)、異主語の「ルール」文 (7) とともに次頁に示す。

らを非難の因果構文に含めるかどうかには議論の余地があると思われる。しかし、(3) (4) のようなケースも非難のニュアンスが感じられること、また、本論は因果構文が非難のニュアンスを生成するメカニズムについて総合的に考察することを目的としていることから、本論では (3) (4) のようなケースも非難の因果構文に含めることとする。

- (5) 健は昨日山ほど**食べる**から、お腹が**痛くなる**んだ。(= (1a))
 → a. 健が山ほど食べるとお腹が痛くなる。[健と話し手の過去の知識状態]
 → b. 健は山ほど食べなければお腹が痛くならなかった。[(5)からの誘導推論による含意]

(5)の同主語の「ルール」文の場合は、過去の知識(5a)が「関係するすべての主体の知識状態から予想可能」な状態で、現実の事態(5)と誘導推論による含意(5b)との対比によって否定的なニュアンスが生まれる。しかし、以下の(6)の同主語の「ルーター」文の場合は、カラ節の「出会う」は偶然の出来事であり、「関係するすべての主体の知識状態から予想可能」な事態であるとは言えず、よって、その結果である「遅刻」も発生前に予測することはできない。

- (6) あのときあいつに**出会う**から、待ち合わせに**遅れた**んだ。(= (1b))
 → ? 僕があいつに出会うと待ち合わせに遅れる。

また、以下の(7)の異主語の「ルール」文の場合も、「油をこぼす」行為自体は意図的とも非意図的とも解釈できるが、転んだ側はこぼれた油がそこにあることを知らないからこそ転ぶのであって、これも「関係するすべての主体の知識状態から予想可能」な状態とは言えない。

- (7) 山村が廊下に油を**こぼす**から、田中が**転ぶ**んだ。
 (田村 2013: 105 (7a) 一部削除)
 → ? 山村が廊下に油をこぼすと田中が転ぶ。

このように、上記の(6)と(7)は、田村(2013)の主張する非難のニュアンスの生成に関わる語用論的使用条件I¹及び意味論を満たしていないのにも関わらず、非難のニュアンスが感じられる。ということは、田村(2013)の説明するメカニズム以外にも非難のニュアンスを生成するメカニズムがあるということである。非難の因果構文には、(6)と(7)のように前件と後件とで主語や時制形の異なるものがあり、それらも視野に入れて分析しない限り、非難の因果構文の真の成立条件や非難のニュアンス生成のメカニズムの全体像は見えてこない。

3. 本研究の研究方法

非難の因果構文の文法性には、人の経験や知識を基盤とした法則や常識が深く関わっている。また、非難の因果構文には、前件のみの言いさし文(eg. あの時、あなたが株を手放すからよ。)で非難の言語行為を遂行する、広義の文法化現象も見られる。このことから、ル形で語られた前件には、発話の意味や効果が話者の日常的な使用により強化され定着する、語用論的強化の側面があることが予想される。

そこで、本論では、非難の因果構文の自然さやそのニュアンスに関わる三つの調査項目を含んだ言語内省アンケートを作成し、北米に訪れた鹿児島大学と九州大学

の大学生及び引率者計 48 名の日本語母語話者に、調査への協力を仰いだ²。

調査 1 は、非難の因果構文の文法性に関する調査である。田村 (2013) の例文のうち、文法性や説明に検討の余地があると思われる例を基に、第 2 節で指摘した「非難の対象」、「因果の一般法則性」、「カラ節動詞の意志性」という三つの要素を変数とした文を作成し、それぞれの文の文法性を判断してもらった (4.1 節)。

調査 2 は、非難のニュアンスに関する調査である。非難のニュアンス発生の仕組みは複数ありうることから、これも田村 (2013) の例文を基に、主語と時制を変数とした例文を作成し、それぞれに対してどの程度非難のニュアンスを感じるかを尋ねた (4.2 節)。

調査 3 は、カラ節におけるル形の使用が、どの程度非難のニュアンスに結びつくのかを調べる調査である。カラ節動詞の「時制形」、「意志性」、「望ましさ」の三つを変数とした前件のみの言いさし文を提示し、後件を自由に記入してもらった (4.3 節)。次節では、それぞれのアンケート結果を提示し、考察を加える。

4. 調査結果とその分析

4.1. 調査 1：非難の因果構文の文法性判断

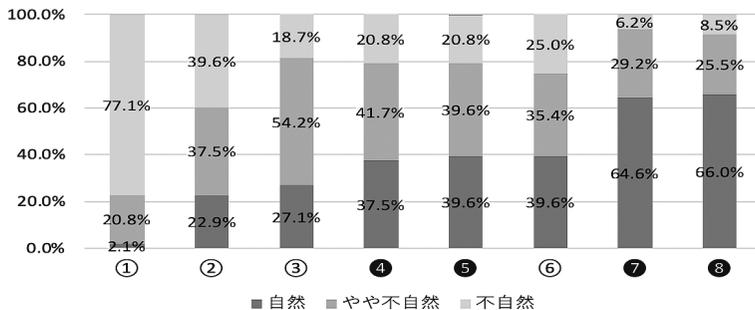
調査 1 では、非難の因果構文の文法性判断の鍵となると思われる要素を検証するため、筆者が作成した文と田村 (2013) の例文を交互に並べて調査協力者に提示した。条件をそろえるため、田村 (2013) の例文には次のような変更を加えた。1) 非難の対象が一律に調査協力者(すなわち聞き手・読み手)であると感じられるよう、三人称は二人称に変更した。主語が三人称主語である必要がある場合には人物名を「中山」に統一した。2) 非難のニュアンスが明確に伝わるよう、全ての文に一律終助詞ヨを付与した。3) 文法性の容認には個人差や揺らぎがあることが予想されるため、「自然」「不自然」の二者択一ではなく、上山・傍士 (2017: 21-22) を参考に「自然」「やや不自然だが容認可能」「不自然」の三つの選択肢を用意した。次頁の表 2 は「自然」と判断された割合が少ない順に結果を並べたものである。なお、白丸数字の例文は田村 (2013) のものに上記の修正を加えたもので、黒丸数字の例文は文法性に関わる要素の検証のため筆者が作成した文である。

調査の結果、最も「自然」とする人が少なかったのは、① (2.1%) で、同じく望ましい因果関係を表す⑥を「自然」とする人 (39.6%) とは対照的な結果となった。また、①は他の文と比べても、自然とする人が圧倒的に少ない。「泥棒を捕まえると警察から感謝状を贈られる」と「寝る間も惜しんで勉強すると東大に受かる」という因果関係には両方とも一般法則性が感じられるし、これらのカラ節動詞はどちらも意志的である。これらのことから、①と⑥の自然さの差異には、第 2 節で述べたように、「非難の対象」の想像しやすさが最も強く関与していると考えられる。

² 言語のニュアンスと母語話者に対する言語内省アンケートという研究方法の関係及び意義については三宅 (2017) を参照のこと。

表2 ルカラ～ノダ文の文法性判断

ルカラ～ノダ文	自然	やや不自然	不自然
①中山さんは泥棒を捕まえるから警察に感謝状を贈られるんだよ。(非難の対象 - ³ /一般法則性 +/意志性 +)	1 (2.1%)	10 (20.8%)	37 (77.1%)
②あの時お前に出会うから会社に遅れたんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 -/意志性 -)	11 (22.9%)	18 (37.5%)	19 (39.6%)
③泥棒で捕まるから奥さんに離婚されるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 -/意志性 -)	13 (27.1%)	26 (54.2%)	9 (18.7%)
④万引きするから奥さんに離婚されるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 -/意志性 +)	18 (37.5%)	20 (41.7%)	10 (20.8%)
⑤人を殺すから奥さんに離婚されるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 -/意志性 +)	19 (39.6%)	19 (39.6%)	10 (20.8%)
⑥中山さんは寝る間も惜しんで勉強するから東大に受かるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 +/意志性 +)	19 (39.6%)	17 (35.4%)	12 (25.0%)
⑦浮気するから奥さんに離婚されるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 +/意志性 +)	31 (64.6%)	14 (29.2%)	3 (6.2%)
⑧覚醒剤に手を出すから奥さんに離婚されるんだよ。(非難の対象 +/一般法則性 +/意志性 +)	31 (66.0%)	12 (25.5%)	4 (8.5%)



つまり、「あまり勉強していないが東大に入りたい」と思っている子どもは非難の対象として容易に想像できるのに対し、「泥棒を捕まえていないが警察からの感謝状が欲しい」と思っている人物は想像しにくいのである。

①に次いで「自然」とする人が少なかったのが② (22.9%) と③ (27.1%) である。②と③はカラ節動詞が意志的ではなく、一般法則性も低い。例えば、②の「出会う」という行為は意志的な行為ではなく、事態に関わる全ての主体にとって予想できない偶然的出来事であるため、行為者への正当な責任を問えない。また、「?お前に出会うと会社に遅れる」という因果関係も非常に個別的で、一般法則であるとは言

³ この「非難の対象-」は、非難の対象を文脈に想像しにくいということを、「非難の対象+」は想像しやすいということを指す。また、「一般法則性の+-」はその法則性の高 (+) 低 (-) を、「意志性+-」はカラ節動詞の意志性の有 (+) 無 (-) を指す。

いがたい。③の「捕まる」という行為も②の「出会う」と同様意志的な行為ではなく、「?泥棒で捕まると奥さんに離婚される」という因果関係も一般法則としては疑問の余地のある因果関係である。これらのことから、「カラ節動詞の意志性」と「因果の一般法則性」も、「非難の対象」の想像しやすさほどはないが、非難の因果構文の文法性判断に関与している要素であると思われる。

一方、③と同じく犯罪を理由とした離婚でも、④（万引きする）と⑤（人を殺す）では、「自然」とする人が③の「泥棒で捕まる」（27.1%）よりも10～12%程多い（④ 37.5%、⑤ 39.6%）。これらの因果関係は、「?万引きすると奥さんに離婚される」「?人を殺すと奥さんに離婚される」に見られるように、③と同様、一般法則性が低いものの、動詞の④「万引きする」、⑤「殺す」は③「捕まる」と異なり意志的行為である（意志性+）。よって、このカラ節動詞の意志性の違いが、これら二つが③よりも自然だと判断された理由であると思われる。

それに対して、「自然」とする人が最も多かったのは⑦（浮気する）と⑧（覚醒剤に手を出す）であった（⑦ 64.6%、⑧ 66.0%）。そしてその人数は④、⑤よりもさらに27%～28%程度多い。⑦、⑧の場合は「浮気する」も「覚醒剤に手を出す」も意志的な行為であるだけでなく、「浮気すると奥さんに離婚される」、「覚醒剤に手を出すと奥さんに離婚される」という因果関係にも一般法則性が感じられる⁴。そして、「自然」と判断した人が「カラ節動詞の意志性+」で「因果の一般法則性-」の④、⑤よりも、「カラ節動詞の意志性」も「因果の一般法則性」も+の⑦、⑧の方が大きく増えていることから、後者の「因果の一般法則性」のほうが非難の因果構文の文法性判断により強い影響力を持っていることが伺われる。

以上これらの例文の文法性判断の「自然さ」の割合の推移の仕方から、同主語の非難の因果構文の文法性には、1) 非難の対象（の想像しやすさ）、2) 因果の一般法則性、3) カラ節動詞の意志性という三つの要素が関わっており、かつこれら三つの要素は1) > 2) > 3) の順に重要であること、そしてこれら因果文の文法性は連続体を成していることが明らかになった。

4.2. 調査2：主語と時制形の異同による非難のニュアンスの差

第2節では、田村（2013）が提示した非難のニュアンスを生成する因果構文の語用論的使用条件I⁷及び意味論は、前件と後件が同主語で同時制である「ルール」文には当てはまるが、異時制の「ルータ」文や異主語の「ルール」の非難の因果構文には当てはまらなかったことから、他にも否定的なニュアンスを発生する仕組みがある可能性を指摘した。一方、田村（2013: 111-120）は、関係するすべての主体の知識状態と同主語の因果文の前件と後件の時制の組み合わせについて、聞き手に

⁴「浮気」も「覚醒剤」も週刊誌やワイドショーなどでよく見かける離婚の原因である。しかし、これらは常習性が高いためル形が使用されているわけではない。その証拠に「たった一回とはいえ、浮気するから/覚醒剤に手を出すから、奥さんに離婚されるのよ。」は自然である。

当該因果関係に関する予備知識がない場合には「タータ」文に、関係するすべての主体がその知識を持っている場合は「ルール」文になり、後者のみが非難のニュアンスを持つと主張している。そこで調査2では、この田村の主張及び第2節での本論の分析の妥当性を検証すべく、日本語母語話者に非難のニュアンスの差を判断してもらった。

調査に用いた例文は、田村（2013）の同主語の文（p.120の例文（37））と異主語の例文（p.105の例文（7a））を基に作成した。また、調査1と同様、非難の対象が調査協力者になるよう、元の（37）の文の「功太」という呼びかけを削除し、（7a）は三人称の「山村」を「君（きみ）」に変更し、全ての文末に終助詞ヨを付加した。そして、協力者には、以下の表3の同主語と異主語の「ルール」、「ルータ」、「タータ」文を読んで感じた非難の強度を「1（最強）」から「3（最弱）」の順で判定してもらった。また、そもそも例文自体を不自然に感じる場合には「？」を、非難のニュアンスを感じない場合は「×」を記入するよう依頼した⁵。

表3 主語と時制形と非難のニュアンスの強度の関係

主語と時制形の異同/非難ニュアンス	1 (最強)	2 (中間)	3 (最弱)	?	×	無回答 / 同じ
①賞味期限の切れた牛乳を飲むから、 お腹が痛くなるんだよ。	23 (63.9%)	4 (11.1%)	9 (25%)	0	4	3
②賞味期限の切れた牛乳を飲むから、 お腹が痛くなったんだよ。	3 (8.3%)	28 (77.8%)	5 (13.9%)	4	1	3
③賞味期限の切れた牛乳を飲んだから、 お腹が痛くなったんだよ。	10 (27.8%)	4 (11.1%)	22 (61.1%)	0	4	3
④君が廊下に油をこぼすから、田中 が転ぶんだよ。	16 (43.2%)	6 (16.2%)	15 (40.5%)	8	0	2
⑤君が廊下に油をこぼすから、田中 が転んだんだよ。	5 (13.5%)	28 (75.7%)	4 (10.8%)	5	0	2
⑥君が廊下に油をこぼしたから、田 中が転んだんだよ。	16 (43.2%)	3 (8.1%)	18 (48.6%)	0	0	2

表3の結果を見ると、同主語の場合（①～③）は、田村（2013: 120）の主張する通り⁶、それぞれ「ルール」を最強（63.9%）、「ルータ」を中間（77.8%）、「タータ」を最弱（61.1%）とする人が最も多かったが、同主語の場合でも「タータ」文の非難のニュアンスを最強とする人も10名程（27.8%）いた。一方、異主語の場合（④～⑥）は、「ルール」文を最強とする人と、「タータ」文を最強とする人の数が拮抗

⁵「ルール」「ルータ」「タータ」の三つの例文のうち、一つでも「不自然に感じる」ないしは「非難のニュアンスを感じない」という選択をした人は、「ルール」「ルータ」「タータ」の三項目間の非難のニュアンス強度の比較判断の数字には入っていない。48名中、同主語の例では36名が、異主語の例では37名が三項目間での強度判断を行った。また、無回答の下にある「同じ」は三項目に同じ数字が書かれていたことを指す。

⁶田村はルータ文の非難のニュアンスについては言及していない。

し (43.2% vs. 43.2%), 同主語の場合ほどはっきりとした差が出なかった。また、「ルータ」文については主語の異同に関わらず、二番目に非難のニュアンスが強いと判断している人が常に多かった (77.8%, 75.7%)。

これらの結果から得られる結論は次の三点である。1) 田村の非難のニュアンスは「ルール」文にはあるが「タータ」文にはないという見解は、同主語の場合である可能性が高い。2) 「ルータ」文も非難のニュアンスを持つ。3) 時制形が「タータ」であっても非難のニュアンスが感じられ、特に異主語の場合、「タータ」文は「ルール」文と同程度の非難のニュアンスを持ち得る。これらの結果から、田村の語用論の使用条件⁷及び意味論以外にも否定的なニュアンスを生成する仕組みが存在することが明らかになったが、それがどのような仕組みなのかを明かにするのが次なる課題である。

そこで本論が注目したのが、田窪 (1987) と Uno (2009) の因果文の構造に関する記述である。田窪 (1987: 43–45) は、B類の行動の理由を表す制限修飾句であるカラ節について、ノダが因果文の文末に来ることにより、カラ節がノダのスコープに入り、新情報として焦点化されると述べている。また、Uno (2009: 40–43) は、非難の因果構文のカラ節にタ形とル形が使用される際の構造的違いとして、タ形が用いられる場合には従位接続 (subordination) であるが、動詞基本形であるル形が用いられる場合のカラ節は等従位接続 (cosubordination) になると述べている⁷。これは、ル形の使用によりカラ節の節レベルが昇格し、従属節の背景的情報がより前景化することを意味している。

これら二つのことは、カラ節情報の際立ちという点で共通している。一ノ瀬 (2001: 12–13) は、日本語の「せいで」がそうであるように、どの言語においても原因と責任は同じ表現で表されることが多く、原因の概念は責任の概念と深い関わりがあるという。この見解に基づけば、後件事態の原因であるカラ節情報が際立つことは、カラ節行為者の責任をより強調することとなるため、それが非難のニュアンスに繋がることは想像にかたくない。そしてそれは、カラ節動詞の意志性が+の場合 (すなわち主語人物が自身の意志と責任においてその行為を行っている場合) に、非難の因果構文を自然と判断する人の割合が増えるという調査1の結果とも符合する。

このように、非難の因果構文の否定的ニュアンスのメカニズムには、田村 (2013) の語用論的使用条件及び意味論の他にも、文末のノダによるカラ節情報の焦点化

⁷ Uno (2009: 33–41) は、岩崎 (1994) のいわゆる観察の因果構文「先生が怒るから、生徒は静かにした」と非難の因果構文「飛び出すから、彼は怪我をした」におけるカラ節動詞のル形について、それぞれ前者では後件の主語人物により (SAC1: Special Access to the Cause)、後者では話者により (SAC2) 原因に対して特別な心的アクセスが起きた結果、ル形が用いられていると述べている。また、その視点の特殊さは、統語的にも説明できるものであるとし、生成文法の理論の一つで意味論の要素もある役割指示文法 (Role and Reference Grammar) の見地から、前件がタ形の場合には従位接続であるカラ節が、ル形の場合は等従位接続になるという。

と、動詞基本形であるル形が選択されることによる節の構造レベルの昇格を伴ったカラ節情報の前景化があると思われる。これら三つの仕組みを主語と時制形の変数によって整理してみると、表4のようになる。

表4 主語と時制形の異同と否定的なニュアンス発生のメカニズムとの関係

主語と時制 / 仕組み	ノダによるカラ節情 報の焦点化	動詞基本形ル形の使用 によるカラ節情報の前 景化	田村(2013)の語用論的 使用条件I ⁷ 及び意味論[表 1参照のこと]
同主語, ルール	○	○	○
同主語, ルータ	○	○	×
同主語, タータ	○	×	×
異主語, ルール	○	○	×
異主語, ルータ	○	○	×
異主語, タータ	○	×	×

(○=適用可, ×=適用不可)

表4からは、同主語の場合には「ルール>ルータ>タータ」の順に適用できる非難のニュアンス生成の仕組みの数が少なくなるが、異主語の場合には同主語の場合ほど差が明確ではないことがわかる。表3で、同主語の場合(①~③)は「ルール」文を最強、「ルータ」文を中間、「タータ」文を最弱とする人が最も多い傾向が見られたのに対し、異主語の場合(④~⑥)はあまりはっきりとした差が出なかったのは、このように適用できる非難のニュアンスを生成する仕組みの数が、同主語と異主語の場合とで異なることが関係していたのではないと思われる。

なお、①~③には「非難のニュアンスなし」とした人が若干名いるが、④~⑥はそのような人は見受けられなかった。このことは、①~③では自己の過失による被害者が自分自身であるのに対し、④~⑥では自己の過失の被害者が他者であることが関係していると見られる。つまり、④~⑥の事態の方が非難すべき迷惑行為として認知されやすい事態であると言える。また、④、⑤を「不自然」とした人数が多いのは(それぞれ8人と5人)、「廊下に油をこぼす」と「誰かが転ぶ」ことの間には一般法則性が感じられるものの、「田中」という特定の人物が転ぶことは、関係するすべての主体の知識状態からは予想できない個性の高い事態であることが関係していると思われる。さらに、よく理由はわからないが、②の同主語の事態に異なる時制形を使うことに違和感を感じる人も若干ながらいた(4人)。以上述べた全てのことが総合的に調査協力者の非難のニュアンスの強度の判断に影響を与えたと考えられる。

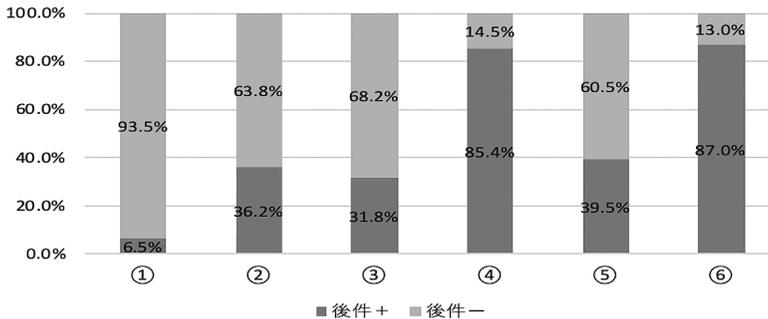
4.3. 調査3：カラ節動詞のル形と否定的ニュアンスの語用論的強化

最後に、調査3では、カラ節動詞にル形が用いられることが、どの程度非難のニュアンスに結びつくのかを検証した。調査方法としては、因果文の前件のみを提示し、適当だと思ふ後件を書き込んでもらう文完成テストの手法を取った。そして、それ

らの因果文の前件には、「時制」の他に「カラ節動詞の意志性」と「事態の望ましさ」を変数として設定し、1) 中立的(N)な事態の「株を手放す」(意志性+)、2) 望ましい事態の「東大に合格する」(意志性-)、3) 望ましくない事態の「失敗する」(意志性-)の三つを選んだ。以下の表5は、前件の変数毎に、調査協力者により記入された後件を、望ましい事態(+)と望ましくない事態(-)に分けたものである。また、表5の「記入例」の欄にはそれらの代表例を挙げた。

表5 カラ節の時制と後件事態の関係

前件	後件	人数 (%)	記入例
①あの時株を手放すから(ル形, 望ましさN, 意志性+)	+	3 (6.5%)	儲かった。成功した。
	-	43 (93.5%)	損したんだよ。事業に失敗したんだ。
②あの時株を手放したから(タ形, 望ましさN, 意志性+)	+	17 (36.2%)	損せずに済んだ。成功した。
	-	30 (63.8%)	大損した。失敗したんだよ。
③あなたが東大に合格するから(ル形, 望ましさ+, 意志性-)	+	14 (31.8%)	東京で会えた。親が喜んだ。
	-	30 (68.2%)	プレッシャーになった。私は驚いた。
④あなたが東大に合格したから(タ形, 望ましさ+, 意志性-)	+	41 (85.4%)	あなたの母は喜んだ。私は頑張れた。
	-	7 (14.5%)	プレッシャーを感じた。彼は落ちた。
⑤あの時失敗するから(ル形, 望ましさ-, 意志性-)	+	17 (39.5%)	失敗せずに済んだ。成功できた。
	-	26 (60.5%)	こんなことになってしまったんだ。
⑥あの時失敗したから(タ形, 望ましさ-, 意志性-)	+	40 (87.0%)	成功するよう頑張った。成長できた。
	-	6 (13.0%)	また失敗した。うつ病になったんだ。



①～⑥の後件には、望ましい事態も望ましくない事態も続くうが、結果をみると、調査協力者が望ましくない後件事態を想起する割合は、時制がタ形の時よりもル形の時の方が、全体を通じて常に約三割から五割程度高い。また、カラ節動詞が意志動詞である①と②では、ル形・タ形ともに後件に望ましくない事態を書く割合が高くなっているが、カラ節の動詞が無意志動詞である③～⑥では、タ形の場合には望ましくない後件事態を想起する割合がかなり少なくなっている。さらに、カラ事態が望ましい事態である③④と、望ましくない事態である⑤⑥とでは、後件にどのような事態を書くかに関する傾向があまり変わらない。これらのことから、カラ

節の動詞がル形でかつ意志動詞の場合に、望ましくない後件を最も頻繁に連想する傾向にあることがわかる。このことは、4.1節で述べたカラ節の動詞の意志性が非難の因果構文の文法性に関わる重要な一要素であるという結果とも一致する⁸。

さらに、調査3の結果に関して重要なことは、たとえ少数派ではあっても、カラ節動詞がル形でも望ましい後件事態が書かれていたり、カラ節動詞がタ形でも望ましくない後件事態が書かれていたりすることである。つまり、カラ節動詞の時制と後件の望ましさととの関係は、制約ではなく、あくまでも傾向なのである。そして実際には、「株」「東大合格」「失敗」について調査協力者が持つ背景知識（「株はリスクである」「東大合格は難しい」「失敗は成功の元」など）や、これらの語彙に関わる実際の経験などが、後件に望ましいこと、ないしは望ましくないことを書く割合の差に反映されると思われる。よって、別の語を用いた場合には調査の結果が変化することも十分にありうる。しかし、それでも今回の調査において重要なのは、どのケースにおいても、カラ節動詞にル形を使用した場合の方が、タ形を用いた場合よりも、望ましくない後件事態を想起する割合が一貫して三割から五割程度高かったことである。この結果は、非難の因果構文「ルカラ～ノダ」の使用頻度や運用効果がその傾向をより定着させてきたということを示す一つの証拠にもなりうるし、またその前件の言いさしによって非難の発話行為を遂行するという、広義の文法化現象が、本論で新たに指摘したカラ節動詞にル形を使用することによって発生する否定的なニュアンスによって支えられていることへの証拠にもなりうる。

5. おわりに

本論では、日本人母語話者に対する非難の因果構文の文法性及びニュアンスの内省調査により、まず、カラ節内にル形の起こる非難の因果構文の文法性判断に関わる三つの要素（非難の対象、因果の一般法則性、カラ節動詞の意志性）を検証し、その文法性判断の連続性とこれら三つの要素の階層性を示した。そして、非難のニュアンスを生むメカニズムとして、田村（2013）の語用論的使用条件I⁷及び意味論の他に、カラ節情報の、文末のノダのスコープに入ることによって起こる焦点化とル形の使用により起こる前景化により、責任と同義である原因のカラ節情報が強調された結果、否定的なニュアンスが生じることを指摘した。さらに、適用されるニュアン

⁸ その一方で、調査協力者から提供された例文には、カラ節内動詞が意志動詞でなくとも、その主語が責任能力のある主体であれば、非難のニュアンスを帯びる例が観察された。このことは、責任とは、当の主体がそれを意識的に認識できるか否かによって生じるものではなく、「当の主体を超えた対他的文脈においてのみ生成しうる事象」（一ノ瀬 2001: 16）であり、その主語が責任能力のある主体で、かつその因果関係が社会的に一般性のある法則として認知されてさえいれば、非難の因果構文として成立すると思われる。この例からも、カラ節動詞の意志性よりも、因果関係の一般法則性の方が非難の因果構文の成立に影響力のあることが伺える。

例) あなたが東大に合格するから、私は落ちてしまったのよ。
 (一般法則: 誰かが東大に合格すると誰かが落ちる)。

ス生成のメカニズムの数が、非難の因果構文の主語と時制形の異同によって異なる可能性も示した。そして最後に、因果文の後件完成テストを用いて、非難の因果構文「ルカラ～ノダ」文の否定的ニュアンスをめぐって現在進行中である、語用論的強化と広義の文法化が、カラ節動詞のル形と強く結びついていることも実証的に示した。

今回はアンケートによる内省調査のみであったが、今後は、今回の結果をより多くの日本語母語話者やテスト項目で確かめると共に、それぞれの質問項目に関して調査協力者がどのような理由で判断したのかについてフォローアップインタビューを行う必要がある。これらを今後の課題とし、より人間の持つ背景知識や事態の自然な認知の仕方に即した因果文の研究をしていきたいと思っている。

参考文献

- 一ノ瀬正樹 (2001) 『原因と結果の迷宮』 東京：勁草書房。
 岩崎卓 (1994) 「ノデ節カラ節のテンスについて」『国語学』 179: 103-114。
 賈朝勃 (2001) 「カラ・ノデ節中の述語の「同時型スル形」」『日本語と日本文学』 32: 19-30。
 神永正史 (2001) 「ノデ節カラ節のル形とタ形について」『日本語と日本文学』 32: 31-43。
 三宅知宏 (2017) 「文法性判断に基づく研究の可能性」『日本語文法』 17(2): 3-19。
 沈予一 (1984) 「複合文の接続助詞でくくる節の述語のテンス「スルが」と「シタが」、 「スルので」と「シタので」など」『語学教育研究論叢』 創刊号: 20-122。
 田窪行則 (1987) 「統語構造と文脈情報」『日本語学』 6(5): 37-48。
 田村早苗 (2013) 『認識視点と因果—日本語理由表現と時制の研究—』 東京：くろしお出版。
 上山あゆみ・傍士元 (2017) 「容認可能性と言語理論の説明対象」『日本語文法』 17(2): 20-36。
 Uno, Ryoko (2009) *Detecting and sharing perspective using causals in Japanese*. Tokyo: Hituzi syobo.

執筆者連絡先：

San José State University

e-mail: yasue.yanai@sjsu.edu

[受領日 2018年8月18日

最終原稿受理日 2021年4月11日]

Abstract**Occurrence Conditions of *Ru*-form in Causal Construction for Blaming and its Mechanisms of the Nuance Generation**

YASUE KODAMA

San José State University

The present study conducted a linguistic survey to 48 Japanese native speakers in order to clarify the occurrence conditions of a tense form RU with *kara*-clause verb in so-called *Causal Construction of Blaming* (hereafter *CCB*, *RU kara*, *~noda*) and the generative mechanism of its negative nuance. First, the result of the subjects' grammatical judgement to the causal sentences with three variable factors, 1) clarity of the object blamed, 2) generality of causal relation, and 3) volitionality of *kara*-clause verb showed that they are important in this order to be judged grammatical. Next, the native speakers' intensity judgement of the negative nuance depending on tense and subject demonstrated that RU-RU was the strongest, RU-TA the second, and TA-TA the weakest when *kara*-clause and main clause share the same subject, whereas RU-TA and TA-TA were equally strong unless sharing the same subject. The last main clause completion test result indicated that negative contents tend to be written in main clause more frequently with RU in *kara*-clause than with TA. Based on these results, this study concludes that the negative nuance of *CCB* can be created by the emphasis of cause, equivalent to responsibility, *kara*-clause information being 1) focalized and/or 2) foregrounded by sentence-final *noda* and/or selection of RU form respectively as well as Tamura's (2013) pragmatic conditions and semantics.